

平成27年(行コ)第7号(原審平成23年(行ウ)17号／18号)

控訴人(原審原告) 前川盛治ほか

被控訴人(原審被告) 沖縄県知事／沖縄市市長

### 準備書面(8)

(新種・貴重種に関する主張の補充等)

平成27年9月2日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

同 銀口 崇

同 喜多 自然

同 栗山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉄治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横江 崇

同 松本 撤意

同 吉浦 勝正

同 宮本 增



#### 1 控訴理由書における控訴人らの主張

控訴人らは、控訴理由書「第5、7」において、以下のとおり主張している。

##### 「7、新種、日本新記録種について

(1) 原判決の判示内容は余りにもお粗末過ぎて、もはや判決という体をなしていない。

##### (2) 原判決の判示

原判決(84頁以下)の判示の結論は大要以下のとおりである。

- ① 本件環境保全図書における、新種、日本新記録種についての調査等の方法が、自然環境の把握として不合理であると認めることはできない。
- ② 新種等に関する保全措置として妥当性を欠くと認めることはできない。

### (3) 原判決の判示の問題点 その1

ア、原判決は、「(f) 新種、日本新記録種について」という項立てで整理をしているところ、ここでいう「新種、日本新記録種」とは、本件環境影響評価の実施後に続々と発見された「新種、日本新記録種、貴重種等」を意味しているものであることは控訴人らの原審における主張から明らかなるところである。

イ、ところが、原判決は、本件環境影響評価の実施後に続々と発見された「新種、日本新記録種、貴重種等」についての環境保全措置が十分か否かという争点の検討において、なぜか、「本件環境影響評価の実施後に続々と発見された新種、日本新記録種、貴重種等」ではない、「トカゲハゼ」「クビレミドロ」に対しとられた環境保全措置を挙げ、「本件環境影響評価の実施後に続々と発見された新種、日本新記録種、貴重種等」に対する環境保全措置がとられていることの理由としている。

ウ、原判決の判示該当部分を引用すると以下のとおりである。

① 「原告らは、本件埋立事業の事業者は、泡瀬干潟及びその周辺海域で発見された新種等について、環境保全措置を講じていないとも主張する。」

原判決の判示からして、ここでいう「新種等」とは、「本件環境影響評価の実施後に続々と発見された新種、日本新記録種、貴重種等」のことを意味しているものであることは明らかである。

②上記（1）に続け、原判決は、

「しかし、証拠によれば、本件埋立工事の実施中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、本件環境影響評価書や環境監視調査結果等に記載されていない動植物が本件埋立工事の施工区域内又はその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに、十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じるとされており、とりわけ希少性が高く、中城湾及び泡瀬地区が種の存続基盤として重要であるとされるトカゲハゼ及びクビレミドロについては、モニタリングのほか、飼育実験、繁殖期における海上工事の中止等による具体的な保全措置がとられている・・・省略・・・などとしている。」

しかし、トカゲハゼ及びクビレミドロは、本件環境影響評価書の中で、既に記載がなされている種であり、これに対する保全措置も、本件環境影響評価書の中で、既に記載がなされており、「本件環境影響評価の実施後に続々と発見された新種、日本新記録種、貴重種等」に対し事業者がとってきた環境保全措置とはなり得ないものである。

原判決が、原審における当事者の主張や証拠に対する基本的な確認作業をしていれば、上記のような重要な種の位置付けについて誤りを犯すなどというこ

とは到底あり得ないところである。

原判決の判示は、極めて杜撰であり、余りにもお粗末すぎるものである。

#### (4) 原判決の問題点 その2

ア、原判決の判示には、判断の遺脱の違法がある。

イ、控訴人らは、原審にて、原告ら準備書面（15）において「事業者の計画する環境保全措置では、本件埋立地内のみに生息する新種、貴重種等が発見された場合に、一切保全がされず、生き埋めになってしまう。」旨の主張を以下のとおりしている。

「被告らは、原告ら指摘の新種、貴重種につき、事業者が、平成12年3月アセス書での約束（県知事意見に対する事業者の見解）に基づき、「その保全に必要な措置を講じている」かのような主張をする。

上記については争う。

（1）平成12年3月アセス書での県知事意見と事業者の見解は以下のとおりである（甲C11：環境影響評価書（平成12年3月）、10－14頁）。

##### ア 県知事の意見

工事中に貴重な動植物が確認された際は、関係機関に報告するとともに、適切な措置を講じること。

##### イ 事業者の見解

工事中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種の存在が埋立てに関する工事の施工区域内若しくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じます。

なお、上記は、環境影響評価準備書に対する沖縄県知事の意見に対し、事業者としては上記のような対応をする旨を約することとして、平成12年3月アセス書を完成させたものであり、免許・承認権者としては、当該対応がとられることを前提に公有水面埋立法に基づく免許・承認をしているのであって、上記「事業者の見解」は、事業者が免許・承認を受けた事業を遂行する際に、拘束力を有する事業者の責務となっているものである。

現に、変更前の免許には、免許条件として、「願書の添付図書のうち、・・・中略・・・第8号（環境保全に関し講じる措置を記載した図書）・・・中略・・・を変更して実施する場合は、中城湾港港湾管理者沖縄県代表者沖縄県知事の許可を受けること。」との条件が付されているところである。

（2）被控訴人らは、上記の事業者の見解が、実施されているかのように主張しているが、それは事実ではない。

ア 平成17年度までは、平成12年3月アセス書に未記載の種が確認された場合、事業者は上記の約束にしたがって、極めて不十分ながら一定の対応（その種についての調査、捕獲・移動など保全についての一定の対応）をとってきた。

イ しかし、その後平成18年3月28日付の「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」への対応について（甲C72）で、平成12年3月アセス書での前述事業者の見解が修正・改悪された。

ウ 上記報告の概要は次のとおりである。

（ア）「『改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）』に記載されている種で、事業者が生息を確認しているものは、113種（魚類3種、甲殻類11種、貝類99種）である。」（甲C72）

（なお、この中には、埋立予定地内にのみ確認されている貝類6種（ヌバタママクラ・絶滅危惧ⅠB類、ウスカガミ・絶滅危惧Ⅱ類、ホソズングリアゲマキガイ・絶滅危惧Ⅱ類、Gari sp.・絶滅危惧Ⅱ類、ゴイシザラ・準絶滅危惧種、あと1種は不明）がある。）

（イ）「平成18年3月7日に開催された中城湾港泡瀬地区環境監視委員会に、これまでの対応とあわせ、事業者の今後の対応方針について報告を行い、一部委員より意見が出された。これらの意見も含め、環境監視委員会における『『改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）』への対応について』の概要を別紙のとおり報告する。」（甲C72）

（ウ）「事業者の考え方

事業者としては、事業の実施にあたって環境影響評価書を作成し、埋立予定地内の環境は喪失することになるが、埋立予定地以外の環境に対して極力工事の影響を少なくし、埋立予定地以外の環境を保全していくものと考えている。」（甲C72）

エ 上記の報告内容は、平成12年3月アセス書で事業者が約束した内容に違反している。事業者が約束したところでは、前述のとおり「工事の施工区域内若しくはその近傍で確認された場合には、関係機関に報告するとともに十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じます。」とされていたが、上記報告では、「埋立予定地内」の種は「喪失」して保全されないことになる。

事業者の上記約束違反の結果、埋立予定地内にのみ確認されている貝類6種も喪失することとなる。」

ウ、しかし、原判決には、このような重要な争点について一切判断をしていないという、判断の遺脱の違法が存する。

## (5) 原判決の判示の問題点 その3

ア、原判決には理由不備の違法が存する。

イ、原判決は「① 本件環境保全図書における、新種、日本新記録種についての調査等の方法が、自然環境の把握として不合理であると認めることはできない。」との結論を導く理由として「本件環境保全図書においては、本件埋立工事により生じうる生息・生育域の改変、生息・生育状況への影響につき、陸生生物、海域生物及び生態系という枠組みで予測及び評価が行われるとともに、生態系に関しては、地域を特徴付ける注目種を選定し、注目種ごとに予測及び評価が行われており」ということを理由としている。

ウ、原判決は、上記理由部分において、予測及び評価の手法の検討をしているだけであり、自然環境の現在の状況の把握のための調査の手法について検討をしているわけではない。

原判決が判示するような予測及び評価の手法は、自然環境の現在の状況を把握するための調査の手法とは無関係である。

陸生生物、海域生物及び生態系という枠組みで予測及び評価が行われることと、陸生生物の存在の把握としてどのような調査手法でどこまで行うか、海域生物の存在の把握としてどのような調査手法でどこまで行うかは、論理必然の関係には立たないのであり、「陸生生物、海域生物及び生態系という枠組みで予測及び評価が行われること」が、何故、「本件環境保全図書における、新種、日本新記録種についての調査の方法が、自然環境の把握として不合理であると認めることはできない。」という結論を導くことになるのか全く意味不明である。」

2 控訴人らの上記「1」の主張に対する被控訴人沖縄県知事の答弁書における反論等は以下のとおりである。

## 「(7) 同7について

争う。原審の判断は正当である。

本件環境保全図書において、「工事中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書や環境監視結果等に記載されていない動植物が埋立工事の施行区域内もしくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに、十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じる。」こととしている(甲A6【4-3頁】)。

具体的に事業者は、甲C第34、35、72及び73号証に記載された内

容の対応をとっている。

」

3 控訴人らの上記「1」の主張に対する被控訴人沖縄市市長の答弁書における反論等は以下のとおりである。

「(7) 7項（新種、日本新記録種について）について（控訴理由書53頁）

ア (1) は争う。

イ (2) につき、控訴人らが要約する原判決の内容は認める。

ウ (3) ないし (5) は争う。原審の判断は正当である。

」

4 控訴人らの反論等

1) 被控訴人らからの反論は、上記のとおりであり、控訴人らの指摘に対する有意な反論は一切なされていない。

控訴人らにおいて、原判決の明らかな誤りを指摘しているにもかかわらず、被控訴人らは、ただ単に「原審の判断は正当である」としているだけである。

2) 上記引用部分のとおり、原判決が、「とりわけ」と一段高い評価を加えている「とりわけ希少性が高く、中城湾及び泡瀬地区が種の存続基盤として重要であるとされるトカゲハゼ及びクビレミドロについては、モニタリングのほか、飼育実験、繁殖期における海上工事の中止等による具体的な保全措置がとられている」とされている保全措置と同じ、「モニタリングのほか、飼育実験、繁殖期における海上工事の中止等」という保全措置は、トカゲハゼ及びクビレミドロ以外の新種、貴重種には一切とられていないのであり、原判決の前述誤った判示は、いみじくも、トカゲハゼ及びクビレミドロ以外の新種、貴重種に対する事業者の保全措置が極めて不十分であることを、原審自らが認めてしまっている体裁となっているところである。

以上